

各都道府県知事殿
各指定都市市長殿
各児童相談所設置市市長殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「民法等の一部を改正する法律」の施行について

「民法等の一部を改正する法律（平成23年法律第61号。以下「改正法」という。）」については、本年3月4日に第177回国会に提出され、5月27日に成立し、6月3日に公布されたところである。改正法は、養育里親の欠格条項に関する改正規定については公布日より施行、その他の規定については一部を除き公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日より施行されることとなっている。

ついては、改正の内容は下記のとおりであるので、御了知の上、その運用に遺漏なきを期されるとともに、児童相談所等の関係機関、管内市町村及び関係団体等に対する周知を図られたく通知する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

第1 改正の趣旨

児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権の停止制度を新設し、法人又は複数の未成年後見人を選任することができるようにすること等の措置を講ずるため、民法の改正を行い、これに伴い家事審判法及び戸籍法について所要の改正を行うとともに、里親委託中等の親権者等がない児童の親権を児童相談所長が行うこととする等の措置を講ずるため、児童福祉法の改正を行うものである。

第2 児童福祉法の一部改正

1 一時保護

（1）都道府県児童福祉審議会の意見の聴取

引き続き一時保護を行うことが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反する場合においては、児童相談所長又は都道府県知事が引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行った後二月を経過するごとに、都道府県知事は、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならないものとする。ただし、第28条第1項による当該児童に係る施設入所等の措置の承認の申立て又は当該児童の親権者に係る2による親権喪失若しく

は親権停止の審判の請求がされている場合は、この限りでないものとする。
(第33条第5項関係)

(2) 児童相談所長の権限等

イ 児童相談所長は、一時保護を加えた児童で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行うものとする。ただし、当該児童が15歳未満であるときにおいて、当該児童を養子とする縁組について、当該児童に代わって縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならないものとする。(第33条の2第1項関係)

ロ 児童相談所長は、一時保護を加えた児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができるものとし、当該児童の親権を行う者又は未成年後見人は、当該措置を不当に妨げてはならないものとする。(第33条の2第2項及び第3項関係)

ハ ロによる措置は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができるものとする。(第33条の2第4項関係)

2 児童相談所長による親権喪失の審判等の請求

児童又は児童以外の満20歳に満たない者(以下「児童等」という。)の親権者に係る親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失の審判の請求又はこれらの審判の取消しの請求は、民法に定める者のほか、児童相談所長も、これを行うことができるものとする。(第33条の7関係)

3 児童相談所長による未成年後見人の選任の請求

児童相談所長は、親権を行う者のない児童等について、その福祉のため必要があるときは、未成年後見人の選任の請求をしなければならないものとする。(第33条の8第1項関係)

4 養育里親の欠格条項

養育里親の欠格条項から、本人の同居人が成年被後見人又は被保佐人であることを除くものとする。(第34条の19第1項関係)

5 児童福祉施設の長等の権限等

(1) 児童福祉施設の長は、入所中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行うものとする。ただし、当該児童が15歳未満であるときにおいて、当該児童を養子とする縁組について、当該児童に代わって縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならないものとする。(第47条第1項関係)

(2) 児童相談所長は、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託中

の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行うものとする。ただし、当該児童が15歳未満であるときにおいて、当該児童を養子とする縁組について、当該児童に代わって縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならないものとする。(第47条第2項関係)

(3) 児童福祉施設の長、小規模住居型児童養育事業においてその住居において養育を行う者又は里親((4)において「児童福祉施設の長等」という。)は、入所中又は受託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることができるものとし、当該児童等の親権を行う者又は未成年後見人は、当該措置を不当に妨げてはならないものとする。(第47条第3項及び第4項関係)

(4) (3)による措置は、児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができるものとする。この場合において、児童福祉施設の長等は、速やかに、そのとった措置について、都道府県又は市町村の長に報告しなければならないものとする。(第47条第5項関係)

6 その他

その他所要の規定の整備を行う。

第3 児童福祉法以外の改正について

児童福祉法以外の改正点については、別添の法案要綱を参照されたい。

第4 施行期日

第2の4は公布の日から施行するものとする。第2の1～3、5、6については、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。(附則第1条関係)

(別添)

第一 民法の一部改正

民法等の一部を改正する法律案要綱

一 離婚後の子の監護に関する事項の定め等

1 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定めるものとする。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならないものとする。〔第七百六十六条第一項関係〕

2 1の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、1の事項を定めるものとする。〔第七百六十六条第二項関係〕

3 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、1又は2による定めを変更し、その他子の監護について相当な処分を命ずることができるものとする。〔第七百六十六条第三項関係〕

4 1から3までによつては、監護の範囲外では、父母の権利義務に変更を生じないものとする。〔第七百六十六条第四項関係〕

二 十五歳未満の者を養子とする縁組

十五歳未満の者を養子とする縁組について、その法定代理人が養子となる者に代わつて縁組の承諾をするには、養子となる者の父母で親権を停止されているものがあるときは、その同意を得なければならぬものとする。〔第七百九十七条第二項関係〕

三 親権の効力

1 監護及び教育の権利義務

親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負うものとする。 (第八百二十一条関係)

2 懲戒

一 親権を行う者は、1による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができるものとする。 (第八百二十二条第一項関係)

二 第八百二十二条第二項の規定は、削除するものとする。 (第八百二十二条第二項関係)

四 親権の喪失

1 親権喪失の審判

父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不相当であることにより子の利益を著しく害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その父又は母について、親権喪失の審判をすることができるものとする。ただし、二年以内にその原因が消滅する見込みがあるときは、この限りでないものとする。 (第八百三十四条関係)

2 親権停止の審判

一 父又は母による親権の行使が困難又は不相当であることにより子の利益を害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その父又は母について、親権停止の審判をすることができるものとする。 (第八百三十四条の二第一項関係)

二 家庭裁判所は、親権停止の審判をするときは、その原因が消滅するまでに要すると見込まれる期間、子の心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮して、二年を超えない範囲内で、親権を停止する期間を定めるものとする。 (第八百二十四条の二第二項関係)

3 管理権喪失の審判

父又は母による管理権の行使が困難又は不適當であることにより子の利益を害するときは、家庭裁判所は、子、その親族、未成年後見人、未成年後見監督人又は検察官の請求により、その父又は母について、管理権喪失の審判をすることができるものとする。 (第八百三十五条関係)

4 親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の取消し

1の本文、2又は3に定める原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人又はその親族の請求によつて、それぞれ親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判を取り消すことができるものとする。

(第八百三十六条関係)

五 未成年後見

1 未成年後見人の選任

一 未成年後見人がある場合においても、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、未成年被後见人若しくはその親族その他の利害関係人若しくは未成年後見人の請求により又は職権で、更に未成年後見人を選任することができるものとする。 (第八百四十条第二項関係)

二 未成年後見人を選任するには、未成年被後見人の年齢、心身の状態並びに生活及び財産の状況、未成年後見人となる者の職業及び経歴並びに未成年被後見人との利害関係の有無 (未成年後見人と

なる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と未成年被後見人との利害関係の有無）、未成年被後見人の意見その他一切の事情を考慮しなければならないものとする。 (第八百四十条第三項関係)

2 未成年後見人の数

第八百四十二条の規定は、削除するものとする。 (第八百四十二条関係)

3 未成年後見人が数人ある場合の権限の行使等

一 未成年後見人が数人あるときは、共同してその権限を行使するものとする。 (第八百五十七条の二第一項関係)

二 未成年後見人が数人あるときは、家庭裁判所は、職権で、その一部の者について、財産に関する権限のみを行使すべきことを定めることができるものとする。 (第八百五十七条の二第二項関係)

三 未成年後見人が数人あるときは、家庭裁判所は、職権で、財産に関する権限について、各未成年後見人が単独で又は数人の未成年後見人が事務を分掌して、その権限を行使すべきことを定めることができるものとする。 (第八百五十七条の二第三項関係)

四 家庭裁判所は、職権で、二又は三による定めを取り消すことができるものとする。 (第八百五十七條の二第四項関係)

五 未成年後見人が数人あるときは、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りるものとする。 (第八百五十七條の二第五項関係)

4 未成年後見監督人

一 未成年後見監督人の選任

家庭裁判所は、必要があると認めるときは、未成年被後見人、その親族若しくは未成年後見人の請求により又は職権で、未成年後見監督人を選任することができるものとする。 (第八百四十九
条関係)

二 未成年後見人に関する規定の準用

1 2及び3は、未成年後見監督人について準用するものとする。 (第八百五十二条関係)

六 その他

三から五までの改正に伴い、関係規定に所要の整備を加えるものとする。 (第八百四十一条、第八
百四十九条の二及び第八百五十七条関係)

第二 家事審判法の一部改正

一 親権喪失の審判等

第一、四1から4までによる親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判及びその取消しは、家事審判
法第九条第一項甲類の審判事項とするものとする。 (第九条第一項甲類第十二号関係)

二 未成年後見人等の選任

第一、五1-1による未成年後見人の選任及び4-1による未成年後見監督人の選任は、家事審判法第九
条第一項甲類の審判事項とするものとする。 (第九条第一項甲類第十四号関係)

三 未成年後見人の権限の行使についての定め等

第一、五三二から四まで（四二において準用する場合を含む。）による数人の未成年後見人又は未成年後見監督人の権限の行使についての定め及びその取消しは、家事審判法第九条第一項甲類の審判事項とするものとする。こと。（第九条第一項甲類第十八号関係）

第三 児童福祉法の一部改正

一 一時保護

1 都道府県児童福祉審議会の意見の聴取

引き続き一時保護を行うことが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反する場合においては、児童相談所長又は都道府県知事が引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行った後二月を経過するごとに、都道府県知事は、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならないものとする。ただし、当該児童に係る施設入所等の措置の承認の申立て又は当該児童の親権者に係る二による親権喪失若しくは親権停止の審判の請求がされている場合は、この限りでないものとする。こと。（第三十二条第五項関係）

2 児童相談所長の権限等

一 児童相談所長は、一時保護を加えた児童で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行うものとする。ただし、当該児童が十五歳未満であるときにおいて、当該児童を養子とする縁組について、当該児童に代わって縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならぬものとする。こと。（第三十二条の二第一項関係）

二 児童相談所長は、一時保護を加えた児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができるものとし、当該児童の親権を行う者又は未成年後見人は、当該措置を不当に妨げてはならないものとする。こと。（第三十三条の二第二項及び第三項関係）

三 二による措置は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができるものとする。こと。（第三十三条の二第四項関係）

二 児童相談所長による親権喪失の審判等の請求

児童又は児童以外の満二十歳に満たない者（以下「児童等」という。）の親権者に係る第一、四1から4までによる親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失の審判の請求又はこれらの審判の取消しの請求は、第一、四1から4までに定める者のほか、児童相談所長も、これを行うことができるものとする。こと。

（第三十三条の七関係）

三 児童相談所長による未成年後見人の選任の請求

児童相談所長は、親権を行う者のない児童等について、その福祉のため必要があるときは、第一、五1一の請求をしなければならないものとする。こと。（第三十三条の八第一項関係）

四 養育里親の欠格条項

養育里親の欠格条項から、本人の同居人が成年被後見人又は被保佐人であることを除くものとする。こと。（第三十四条の十九第一項関係）

五 児童福祉施設の長等の権限等

1 児童福祉施設の長は、入所中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行うものとする。ただし、当該児童が十五歳未満であるときにおいて、当該児童を養子とする縁組について、当該児童に代わって縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならないものとする。 (第四十七条第一項関係)

2 児童相談所長は、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行うものとする。ただし、当該児童が十五歳未満であるときにおいて、当該児童を養子とする縁組について、当該児童に代わって縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならないものとする。 (第四十七条第二項関係)

3 児童福祉施設の長、小規模住居型児童養育事業においてその住居において養育を行う者又は里親 (4において「児童福祉施設の長等」という。)は、入所中又は受託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることができるものとし、当該児童等の親権を行う者又は未成年後見人は、当該措置を不当に妨げてはならないものとする。 (第四十七条第三項及び第四項関係)

4 3による措置は、児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができるものとする。この

場合において、児童福祉施設の長等は、速やかに、そのとつた措置について、都道府県又は市町村の長に報告しなければならないものとする。こと。（第四十七条第五項関係）

六 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第四 戸籍法の一部改正

一 親権喪失の審判等の取消し等の届出

第六十三条第一項の規定は、民法第八百十九条第三項ただし書若しくは第四項の協議に代わる審判が確定し、又は親権者変更の裁判が確定した場合において親権者に、親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の取消しの裁判が確定した場合においてその裁判を請求した者について準用するものとする。こと。

（第七十九条関係）

二 未成年者の後見の開始の届出等

1 未成年者の後見の開始の届出

一 民法第八百三十八条第一号に規定する場合に開始する後見の開始の届出は、同法第八百三十九条の規定による指定をされた未成年後見人が、その就職の日から十日以内に、これをしなければならぬものとする。こと。（第八十一条第一項関係）

二 一の届出に係る届書には、次に掲げる事項を記載し、未成年後見人の指定に関する遺言の謄本を添付しなければならないものとする。こと。（第八十一条第二項関係）

1 後見開始の原因及び年月日

未成年後見人が就職した年月日

2 未成年後見人が地位を失った旨の届出

一 未成年後見人が死亡し、又は民法第八百四十七条第二号から第五号までに掲げる者に該当することとなったことによりその地位を失ったことよつて未成年後見人が欠けたときは、後任者は、就職の日から十日以内に、未成年後見人が地位を失った旨の届出をしなければならぬものとする。 (第八十二条第一項関係)

二 数人の未成年後見人の一部の者が死亡し、又は民法第八百四十七条第二号から第五号までに掲げる者に該当することとなったことによりその地位を失ったときは、他の未成年後見人は、その事実を知つた日から十日以内に、未成年後見人が地位を失った旨の届出をしなければならぬものとする。 (第八十二条第二項関係)

三 未成年者、その親族又は未成年後見監督人は、一及び二の届出をすることができるものとする。 (第八十二条第三項関係)

四 一及び二の届出に係る届書には、未成年後見人がその地位を失つた原因及び年月日を記載しなければならぬものとする。 (第八十二条第四項関係)

3 第八十三条の規定は、削除するものとする。 (第八十三条関係)

第五 施行期日等

1 この法律の施行期日について定めること。 (附則第一条関係)

2 この法律の施行に伴う所要の経過措置の規定及び調整規定を整備すること。 (附則第二条から第六条ま

で関係)

3 この法律の施行に伴う関係法律の規定を整備すること。(附則第七條から第五十七條まで関係)